

# 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示案について（概要）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

## 1. 改正の趣旨

介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加等を行うため、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成 18 年厚生労働省告示第 218 号）及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 265 号）の一部を改正する。

## 2. 改正の概要

- 介護支援専門員実務研修について、
  - ・高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の時間数の増加
  - ・「ケアマネジメントの展開」の一部科目において、適切なケアマネジメント手法に関する内容を学ぶ科目となるよう科目名の変更
  - ・地域共生社会の実現に向け、科目内容を充実させるために科目名の変更・追加
  - ・法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT 等）を前提に、上記科目を追加してもカリキュラム全体の時間数が増えないよう、既存科目の時間配分の見直し等の改正を行う。
  
- 再研修・更新研修や、主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修についても、上記と同旨の改正を行う。
  
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 15 第 2 項  
介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 113 条の 4 第 3 項、第 113 条の 16 第 3 項及び第 113 条の 18 第 3 項

## 4. 適用日等

告示日：令和 4 年 11 月中旬（予定）  
適用日：令和 6 年 4 月 1 日